

平成20年9月5日

平成20年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成20年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

平成20年9月5日(金)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 なし

傍 聴 なし

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀
企 画 部 企 画 人 事 課 長 保 井 太 郎	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行
住 民 部 保 險 年 金 課 長 古 橋 重 和	

本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局課長代理 竹 下 雅 樹
兼 議 会 係 長

議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程 1 | 議案第60号 | 平成 2 0 年度岬町一般会計補正予算（第 2 次）の件 |
| 日程 2 | 議案第61号 | 平成 2 0 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）の件 |
| 日程 3 | 議案第62号 | 平成 2 0 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 4 | 議案第63号 | 平成 2 0 年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第 2 次）の件 |
| 日程 5 | 議案第64号 | 平成 2 0 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 6 | 議案第65号 | 平成 2 0 年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 7 | 議案第66号 | 岬ゆめ・みらい基金条例を制定する件 |
| 日程 8 | 議案第67号 | 岬町監査委員条例の一部を改正する件 |
| 日程 9 | 議案第68号 | 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程10 | 議案第69号 | 岬町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する件 |
| 日程11 | 議案第70号 | 岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件 |
| 日程12 | 議案第71号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程13 | 議案第72号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程14 | 議案第73号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程15 | | 平成 1 9 年度成果報告・決算に関する説明 |
| 日程16 | 議案第74号 | 平成 1 9 年度岬町一般会計決算認定の件 |
| 日程17 | 議案第75号 | 平成 1 9 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件 |
| 日程18 | 議案第76号 | 平成 1 9 年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件 |
| 日程19 | 議案第77号 | 平成 1 9 年度岬町老人保健特別会計決算認定の件 |
| 日程20 | 議案第78号 | 平成 1 9 年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件 |

日程21	議案第79号	平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
日程22	議案第80号	平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
日程23	議案第81号	平成19年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
日程24	議案第82号	平成19年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
日程25	議案第83号	平成19年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
日程26	議案第84号	平成19年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
日程27	議案第85号	平成19年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件
日程28	議案第86号	平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件
日程29	議案第87号	平成19年度岬町水道事業会計決算認定の件
日程30	議案第88号	平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件
日程31	報告第2号	平成19年度岬町健全化判断比率報告の件
日程32	報告第3号	平成19年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
日程33	報告第4号	平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
日程34	報告第5号	平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計資金不足比率報告の件
日程35	報告第6号	平成19年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開議)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時0分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、議案第60号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第60号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要を説明いたします。

現在、我が国の景気はこれまで回復基調にあると言われておりましたが、先月に発表された政府の月例経済報告によりますと、基調判断を下方修正し、戦後最長の景気拡大が後退局面に入ったとされております。本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口構成等のさまざまな要因により、引き続き厳しい状況でございます。また、歳出面では公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、本年度におきましても多額の財源不足が予想されております。

したがって、今般の補正予算につきましては、法令等に基づくもの及び緊急性の高い経費など、真に必要な経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,739万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,541万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴いまして、交付決定額のうち、本補正予算に必要な財源として、4,102万1,000円を計上いたしております。府支出金に

つきましては、831万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、個人府民税徴収取扱費交付金677万1,000円、スクールソーシャルワーカー等活用事業委託金72万9,000円、大阪府地方分権推進制度にかかるパッケージ移譲事務交付金28万9,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、指定寄附といたしまして4,561万円を計上いたしております。内容といたしましては、桜の会・平成の通り抜け寄附金4,500万円、小学校費寄附金11万円、ふるさと納税制度の岬ゆめ・みらい寄附金50万円となっております。

繰入金といたしましては、特別会計繰入金805万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、岬町唯一の国の重要文化財であります船守神社屋根修繕補助金及び淡輪地区各集会所改修経費等といたしまして、淡輪財産区特別会計繰入金743万3,000円、多奈川地区集会所改修経費といたしまして、多奈川財産区特別会計繰入金62万円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金2,102万9,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、6,663万3,000円を減額計上するものでございます。内容といたしましては、平成19年度深日・小島漁港改修事業負担金返還金364万7,000円を増額計上する一方、大阪府の本予算決定に伴い、土砂採取跡地整備受託事業収入7,028万円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

3ページ、4ページをご参照願います。なお詳細につきましては、9ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしましては、4,924万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、勸奨退職者1名に係る一般職退職手当1,499万3,000円、住民税システム開発委託料1,050万円、町税過誤納償還金2,161万4,000円を計上いたしております。

民生費といたしましては、1,298万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障害者就業・生活支援センターが国事業への移行に伴いまして、運営事業費委託料47万3,000円の不用額を減額計上するとともに、平成19年度障害者福祉医療、障害者医療、ひとり親医療、乳幼児医療に係る国庫負担金等の確定に伴う返還金の合計1,345万4,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、府補助金の交付決定に伴う財源構成を行うものでございます。

次に、土木費といたしましては、5,978万円を減額計上するものでございます。主な内容といたしましては、土砂採取跡地整備事業受託事業に係る大阪府の本予算の決定に伴う給料478万円及び整備工費6,550万円、合計7,028万円を減額計上する一方、桜の会・平成の通り抜け寄附金を充当する整備工事1,500万円を増額計上するものでございます。

消防費といたしましては、消防本部指令台、119番通報受付システムを言うわけでございますが、この指令台の更新に伴う阪南市岬町消防組合負担金69万8,000円を計上いたしております。

次に、教育費といたしましては、1,684万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府委託事業のスクールソーシャルワーカーサポーター報償費72万円、淡輪、深日、多奈川各小学校の普通教室棟の二次診断に係る耐震診断委託料800万円、重要文化財船守神社屋根修繕補助金553万6,000円などを計上いたしております。

公債費といたしましては、平成19年度に繰り入れを行った漁港整備事業債の繰上償還等に伴いまして、691万1,000円を計上いたしております。諸支出金といたしましては、3,050万円を計上いたしております。内容といたしましては、桜の会・平成の通り抜け寄附金を充当する多奈川地区多目的公園管理基金への積立金3,000万円、岬ゆめ・みらい寄附金を充当する岬ゆめ・みらい基金への積立金50万円となっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 3点ほど質問したいと思います。

今回の補正の中にある普通地方交付税について聞かせていただきたいんですけど、先ほどの説明によると、今年度の交付税決定額の一部を今回の補正の財源として充てるものとの説明ですが、私が調べた中では、平成15年以降の普通地方交付税は、標準的な税の減収に合わせて、わずかに伸びる傾向があります。岬町の財政状況全体を考えた場合、自主的財源が減少しているという

ことは、余り好ましい状況ではないと考えます。

また今後も、平成16年度から三位一体の改革により、抑制傾向にあると聞いています。このような社会経済状況の中で、交付税を増すのは制度上難しいと思いますが、少しでも減少しないように交付税額を確保する方法はあるのか、回答願いたい。

この1点と、2点目は、私は事業委員会に属してないので、今回の補正予算の7ページで、歳入において桜の会・平成の通り抜け寄附金4,500万円が計上され、歳出11ページの土木総務費の中で、土砂採取跡地整備事業において、6,550万円減額し、桜の会・平成の通り抜け寄附金を充当して1,500万円の工事を行うということですが、予算上は工事請負費において差引され、マイナス5,050万円しか出てきていないので、その内容の説明をお願いいたします。これは担当部長にお願いします。

もう1点は、12ページの教育の小学校費でございますが、今度、耐震診断委託料で800万の予算が出ておりますが、この件については、各小学校、多奈川、深日、淡輪と3学校がありますが、この800万円の耐震診断委託料は、この3校合わせて一括であるのかということで1点お聞きしたいのと、この耐震診断は、小学校、私は全体が第二次耐震の委託をしていただけたらと思っただけですが、それでよろしいのかどうか、この800万円で全校舎の耐震ができるのかどうか、その点、お聞きしたい。その3点でございます。

谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 和田議員の質問にお答えします。

まず、和田議員の地方交付税関係を私の方からお答えいたしたいと思えます。

地方交付税制度は、地方公共団体の財政力の違いがあっても、行政レベルをある一定の水準に確保しようとする財源保障の制度でございます。議員ご指摘のとおり、標準的な税の減収により、理論的には普通地方交付税額は増加します。また、平成16年度の三位一体の改革により、抑制傾向にあることもたしかでございます。

しかし、この三位一体改革の中で、交付税の改革も進められておるところでございます。と申しますのも、現在の交付税算定の中では、行政改革インセンティブ算定というものがございまして、これは地方公共団体が効率的な行政運営を行った団体と行わない団体の算定が同じでは好ましくないということから、地方公共団体が効率的な行政運営を促すための算定でございます。このことから、ご質問の交付税額を確保する方策といたしましては、引き続き行財政改革に取り組むということが重要であるというふうに考えております。

以上です。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 和田議員の2点目の質問でございます。桜の会・平成の通り抜け実行委員会からの寄附金について、ご説明申し上げます。

桜の会・平成の通り抜け実行委員会では、建築家の安藤忠雄氏が中心となって、造幣局の桜の通り抜けに続く新しい桜の名所をつくりたいということで、平成16年に設立されまして、この事業の趣旨に賛同いただける方から募金をいただいて、桜の植樹事業を行っている団体でございまして、この会の桜の植樹を土砂採取跡地にさせていただこうということで手を挙げまして、300本の桜の植樹費用とそれの維持管理費用として、4,500万円の寄附をいただくものでございます。

1,500万円につきましては、桜の植樹費用として、今回の11ページの工事請負費の中で計上させていただいております。計上費が5,050万円となっておりますのは、工事請負費として6,550万円を大阪維新プログラム案で7,028万円減額という2割カットの部分がございますので、差し引きして5,050万円の減額という形になっているということでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 教育部長 岡田耕治君。

岡田教育部長 和田議員の3点目の質問にお答えいたします。

耐震診断委託料につきましては、一括というふうに考えております。現在、小学校で耐震化対策の必要な棟は9棟でございますが、今回のこの委託料につきましては、そのうちの3棟、各小学校1棟ずつを考えております。

これについては、まず優先順位として、普通教室棟の耐震化をまず急ぐということで、各小学校1棟ずつ3棟の耐震化を診断したいと考えております。

以上です。

谷本 貢議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 1点目の地方交付税ですけど、今の部長の答弁で理解いたしました。今後なお一層、行政運営に努力していただきたいと、お願いいたします。また、町長もよろしく願います。

2点目の桜の会のこれですが、これも今の部長の答弁で理解いたしました。

3点目の教育について、9棟ある中で3棟となってるんですけど、それでいいと思うんですけど、後の計画はというのは、もしわかってたらお聞かせいただきたいんですけど。まだあと、わ

からなんたら結構です。もしわかってるんやったら、後の残りの二次耐震、いつごろできるのか、そのところもし聞かせていただけたら、お願いします。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 和田議員の質問にお答えいたします。

このたびの法の改正によりまして、補助率の率の改正によりまして、今回3棟をそれに間に合うように計上しているものでございまして、それ以降の、後の6棟の計画につきましては、現在、検討に入ったばかりでございまして、いつまでにどのような形というのは、ここではお答えできませんが、とりあえず子どもたちの一番長く過ごす3棟を、今年度診断と、順調にいきますと来年度設計と、そして再来年度に施工というふうな形で考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。田代 堯議員。

田代 堯議員 2点ほどお尋ねいたします。

まず、9ページの徴税費の中の償還金、利子及び割引料の節の部分なんですけれども、超過課税の返還金ですか、償還金ですね、これ2,161万4,000円となっている、この中身に、内容についてちょっとご説明願いたいなというふうに思います。

それからもう1点、11ページの土木費なんですけれども、これ、私の見方が悪いのかどうかわかりませんが、そのうちの繰出金、先ほど和田議員の方からの質問あった、土砂採取の一番最後の繰出金、650万ですか、水道事業会計繰出金650万となっているんですが、これはこれで問題はないかと思うんですけれども、土木費で繰り出しをして、繰り入れの結局、水道の方の項目が、私の手元の書類にはないように思うんですけれども、繰り出した場合は必ず繰り入れをしていく、水道の受け皿を、水道事業の方のね、これは水道部長にお尋ねするんですが、受け皿がないように思うんですが、どこを見たらいいのか、ちょっとご説明願いたいと思うんですけど。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 私の方から、1点目の町税の償還金について、内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回補正をお願いしております町税の償還金につきましては二つございまして、まず1点目が個人の住民税の償還金、これが1,161万4,000円でございます。そしてもう一つが、法人町民税の償還金が1,000万円でございます。

まず、個人の町民税につきましては、これは税源移譲に伴う所得変動に伴います住民税の還付

金ということになります。法人につきましては、町内の法人が業績の悪化によりまして確定申告したところ、還付が発生いたしましたので、これに伴う償還でございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 田代議員の水道の繰入金の話させていただきます。

水道会計では、当初予算の方で設計委託料として、認可にかかる費用1,600万円を計上しております。そのうち、入として1,000万が入る予定で、当初予算で計上しております。

以上です。

谷本 貢議長 田代 堯議員。

田代 堯議員 1点目の超過課税の中身については、所得変動ということで理解いたしました。大変認識不足で申しわけないと思っています。

水道部長の今の答弁なんですけれども、法律的にはどうか知りませんが、本来は補正で繰り出した場合においては、受け皿というのをつくっておかないと、議会の方では、当初で乗せてるからって言って、それで果たしてこれ、私だけが理解できないのか知りませんが、やはりちゃんと繰り入れの方をちゃんと議案として乗せていくべきものじゃないかなと、私はそう思うんですが、町長の方の見解をちょっと求めたいと思うんですけど、どんなもんですかね。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 私の方からお答えさせていただきます。

先ほど、上下水道部長から申したように、まず1,000万円の枠で委託料として入るというのが、今回、事業の方で土砂採取跡の事業の部分で変わったという部分ですけれども、最終的には決算のときに合ってくるということでございますので、その時期の問題でございますので、やり方については格段問題がないかなというふうに認識いたしております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯議員。

田代 堯議員 当初予算でちゃんとそれは事業費で組んで。じゃあそのときに、これは簡単な、単純な質問ですけれども、そのときにじゃあ、この土木費からの繰出金というのは計画ができてなかったわけですね。結局、今回の補正で繰り出しをして、本来は議会に対して説明する場合は、同じ事業委員会の中ですわね。これ、今後付託されるわけですが、事業委員会の中でこれから議論を闘わせていく中で、恐らく委員さんでやられると思うんですが、繰り出しをした場合は、繰り入れはどこだと、こう聞かれると思うんですね。その辺までのやっぱりきちんとした説明があ

って、初めて理解できるわけですけども、私が質問したから、当初予算に計上してますということになったん違うかなというふうに思うんですけど、その点はいかがですか。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 田代議員の質問に、再度お答えさせていただきます。

当初予算で、今回の認可に係る分として、設計委託料1,600万を組んでおりました。それと、その当時の打ち合わせでは、事業課より1,000万をいただく予定になっておりました。その後、大阪府とこの認可、土砂採取跡地を認可に入れるための協議を鋭意進めてまいりました結果、金額が安くなってまいりました。このため、1,000万の予定の中で打ち合わせをしました結果、650万の入をいただいて、設計費も下げて、最終的にはその予算で執行する予定でございます。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程2、議案第61号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程2、議案第61号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算は、前年度医療費の確定による国庫負担金等の返還に係る補正を行うものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,080万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要について、ご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

国民健康保険料として378万1,000円を増額補正するものでございます。次に、繰越金として、前年度繰越金67万7,000円を増額補正するものでございます。これらの歳入につきましては、国庫負担金等の返還に要する経費に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要について、ご説明いたします。同じく予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金として445万8,000円を増額補正するものであります。これは、前年度の医療費の確定に伴い、国庫負担金等の精算を行った結果、国庫負担金429万8,000円を、府補助金16万円をそれぞれ返還するための補正であります。

以上が、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程3、議案第62号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程3、議案第62号、平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,734万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,741万8,000円とするものでございます。

今回の補正、大きく三つの理由があります。

一つは、高齢福祉への指定寄附金の処理、2点目には、平成19年度の給付額の確定に伴います負担金等の過不足の精算調整、3点目には、平成19年度決算で生じた黒字額の処理であります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページ、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入の補正予算としましては、まず支払基金交付金として501万1,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度介護給付費等の確定に伴う支払基金からの精算金でございます。

次に、寄附金として5万円の増額補正です。内容につきましては、岬町内在住の個人の方より、高齢者福祉の推進のために指定寄附をいただいたものでございます。

次に、繰越金として、前年度の黒字分4,228万2,000円の増額補正です。この繰越金につきましては、前年度の給付費等の確定に伴う繰越金で、後ほど歳出で出てきます国・府支払基金への精算金と準備基金積立金に充当するものでございます。

続きまして、歳出におきましては、地域支援事業、地域介護予防活動支援事業として5万円の増額補正でございます。内容につきましては、歳入の項で説明しました寄附金5万円を使用しまして、介護予防事業のための前屈測定器やデジタル血圧計等の備品購入を考えております。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金として679万5,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う国・府支払基金等に対する精算返還金でございます。

最後に、基金積立金、介護給付費準備基金積立金として4,049万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、余剰金を基金に積み立て、後年度の負担の緩和を図るものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 お諮りします。

日程4、議案第63号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第2次)の件」及び日程5、議案第64号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」の2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程4、議案第63号及び日程5、議案第64号の2件を一括議題にすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程4、議案第63号、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ743万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,373万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金743万3,000円を計上いたしまして、歳出におきましては、一般会計の補正でも申しましたとおり、岬町唯一の国の重要文化財船守神社屋根修繕補助金及び淡輪地区各集会所改修経費等を使用としまして、一般会計に繰出金として743万3,000円を計上するものでございます。

以上が、日程4、議案第63号、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算の概要でございます。

続きまして、日程5、議案第64号、平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,479万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金62万円を計上し、歳出につきましては、多奈川地区各集会所改修経費等を使用としまして、一般会計に繰出金として62万円を計上するものでございます。

以上が、日程5、議案第64号、平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算の概要でございます。

なお、日程4、議案第63号、日程5、議案第64号につきましては、いずれも総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。
谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本2件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けた

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。奥野 学議員。

奥野 学議員 1点だけお聞きしたいと思います。

先ほどの20年度の一般会計補正予算のときにもお聞きすればよかったんですが、ちょっとうっかりしておりましたので、参考に教えていただきたい点が1点ございます。

重要文化財船守神社屋根補助金という553万6,000円ございますけれども、参考に、その重要文化財として補助率というものが、そういう定義的なものがあるのかどうか、あればその辺の率を参考に教えたいと思います。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 船守神社の保全事業にかかります補助額でございますが、これについては80%、屋根のふきかえの補修費として80%の補助を国から受けております。

谷本 貢議長 奥野 学議員。

奥野 学議員 これ、一般会計から500何がしを出して、これ補助金は国からが80%おけるといことを理解すればいいんですか。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 奥野議員の質問にお答えいたします。

船守神社の保全事業にかかる総額が3,228万円ございまして、その80%に、そのうちの屋根補修費が2,948万円、補助対象外事業といたしまして、神社本殿周辺の樹木伐採等、これが280万円でございます。このうちの屋根のふきかえの部分について、2,948万円の部分について、国から80%の補助をいただいていると、このような内訳でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第2次)の件」、及び「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」の2件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本2件については総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程6、議案第65号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程6、議案第65号、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

収益的収入に営業収益として、収益的支出に営業費用として463万5,000円をそれぞれ追加し、宅地造成事業収益の総額を9,274万3,000円、宅地造成事業費用の総額を8,733万2,000円とするものでございます。

補正予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては、2ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

収益的収入につきましては平野地区宅地売却収益として、収益的支出におきましては一般管理費として463万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。一般管理費の内容でございますが、既に売却している宅地の官民境界明示板9万1,000円、隣接地との境界確定に伴う地籍更正などの登記・測量等委託料339万9,000円、事業区域内の水路が崩壊している箇所がございまして、これらを改修するための水路改修工事114万5,000円となっております。

なお、地方自治体の財政破綻を未然に防止するための地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年公布されております。この法律におきましては、一般会計のみならず、特別会計を含む、本町が有するすべての会計について、財政の健全化が求められております。また法律では、平成20年度決算に基づく措置から適用されることとなっておりますので、このような状況を念頭に置き、引き続き必要な手続を進めまして、本会計の精算に向けて、今後とも宅地売却に鋭意努力を行う所存でございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議

の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

11時5分から再開します。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時13分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、再度協議したいところが出てきましたので、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 暫時休憩をします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時25分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を行います。

谷本 貢議長 平成20年度岬町一般会計補正予算のうち、土木費の中で、28繰出金、水道事業会計繰出金での説明不足のところがありましたので、再度説明をお願いします。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 先ほどの水道事業会計繰出金の件について、水道部長がご説明申し上げました。再度、補足として説明させていただきます。

この件につきましては、当初予算で先ほどご説明させていただきましたように、町長部局の会計では、土砂採取跡地の設計委託料として、認可区域の変更を行わなければならないということで、650万円の委託料を計上させていただいておりました。ところが、水道事業会計では、繰入金として1,000万円を計上していたということで、水道会計としては、自分とここで認可区域の変更をすべく、町長部局からお金を繰り入れさせていただいて、認可区域の変更、他の部分もございまして、一緒にしようという考えで予算計上しておったところでございます。

事業部は、自分とこの土砂採取跡地の部分だけを認可区域の変更を委託して、自分とここで発注して変更しようと、両方とも自分とここでやろうという考えのもとで、ちょっと事業部と上下水道部の間で、意思の疎通がきちとはかれてなかったということで、当初予算で計上していたものでございまして、その部分につきまして、意思の疎通が図れていなかったということで、非常に申しわけなく思っております。今回につきましては、上下水道部の方で認可区域の変更をしていただけるというふうに協議が調いましたので、事業部の方で予算、委託料で650万円組んでいたものを繰出金として水道会計へ繰り出すということで、予算計上させていただいているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 町長部局と水道の事業会計、これも私が管理者でございまして、ともに私が責任者となっているところでございます。貴重な議会の時間を、我々の調整不足によりまして、非常に手

間取らせてしまったということにつきましては、私の方からおわびさせていただきたいと思っております。今後このようなことがないように、十分に町長部局と、それから他の会計の部分も含めて、調整を十二分に図っていきたいと思っております。申しわけございませんでした。

谷本 貢議長 今後、このようなことにならないように、十分に精査をして議案書を上げてきていただきたいと、厳重に注意をしておきます。

谷本 貢議長 それでは、日程7、議案第66号「岬ゆめ・みらい基金条例を制定する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 日程7、議案第66号、岬ゆめ・みらい基金条例を制定する件につきまして、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されたことによりまして、寄附金を活用する基金を設置するため、本条例を制定するものでございます。

第1条は目的でございます。

第2条は寄附金を財源として行う事業を示しております。

第3条は、寄附金の使途指定といたしまして、寄附者が事業をあらかじめ指定できる規定でございます。

第4条から第9条までは基金の設置、管理運用、処分などを定めております。

第10条では、運用状況の公表を規定し、この基金の運営状況を随時公表するものでございます。

第11条は委任事項を定めております。

附則では、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

第2項では、岬町ふるさとまちづくり推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止するものでございます。

以上が、条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬ゆめ・みらい基金条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程8、議案第67号「岬町監査委員条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程8、議案第67号、岬町監査委員条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が、平成20年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の概要について、ご説明させていただきます。条例案及び新旧対照表をごらんください。

本条例は、第1条の趣旨から第11条の委任規定までの構成となっておりますが、第6条の決算等の審査について、一部改正を行うものでございます。

今までの条文では、第6条、監査委員は法第233条第2項の規定により、決算及び書類が審査に付されたときはということで、30日以内に意見をつけて町長に送付しなければならないということになっていましたが、このたびの一部改正では、第6条、監査委員は、次の各号のいずれかの書類が審査に付されたときは、30日以内に意見をつけて町長に送付しなければならない

ということで、3号ございます。

(1) 法第233条第2項の規定による決算及び証書類並びに法第241条第5項の規定による資金の運用の状況を示す書類、(2) 地方公営企業法第30条第2項の規定による決算及び証書類、(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類ということで、改正しております。

具体的な改正内容としては、現在行っている監査委員による決算審査に、新たに特定の目的のために定額の資金を運用するための資金を設けた場合においては、その資金運用の状況を示す書類監査及び公営企業の資金不足比率及び健全化判断比率の監査を加えるものでございます。なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率等を言います。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

本条例案につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っています。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町監査委員条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程9、議案第68号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 日程9、議案第68号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件につきまして、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

この法律は、平成18年度の公益法人制度改革によるもので、従来では、設立許可を受けるためには規制が多くあったことから、民間の団体が公益的、非営利的な事業を担っていただけるように、法律を整備するものでございます。

具体的には、新たに、登記のみで法人が設立できる一般社団、一般財団法人の制度を創設し、このうち、公益目的で法の基準を満たす法人につきましては、民間有識者による委員会の意見に基づき、知事が認定する公益社団、財団法人の制度を創設し、本年12月1日から施行されるものでございます。

条例改正の内容につきましては、文言の修正でございます。題名中、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

谷本 貢議長 日程10、議案第69号「岬町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 日程10、議案第69号、岬町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行に伴いまして、本条例等に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

最初に、岬町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の文言の改正でございます。

第1条及び第2条では、旧の欄にある報酬の名称を議員報酬に改めるものでございます。

第4条第1項及び第5条では、旧の欄にあります報酬月額を、議員報酬月額に改めるものでございます。

次に、岬町特別職報酬等審議会条例では、第2条で旧の欄にあります議会の議員の報酬を議員報酬に改め、第6条の審議会の庶務を人事担当課に改めるものでございます。

最後に、岬町議会政務調査費の交付に関する条例では、地方自治法の第100条、第12条などが繰り下げられた関係で、第1条の旧の欄にある地方自治法の第100条第13項及び第14項を、第100条第14項及び第15項に改めるものでございます。

以上が条例改正の概要でございます。

今回の地方自治法の改正は、地方3議長会及び地方公共団体の議会の要請により改正され、これを受け、本条例を改正するものでございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い

申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第69号「岬町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する件」を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第69号は可決されました。

谷本 貢議長 日程11、議案第70号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程11、議案第70号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、説明させていただきます。

提案理由としましては、物価統制令施行令及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定に基づく公衆浴場料金の統制額の指定が大阪府より告示されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

改正案の概要について、裏面をお開きください。あわせて新旧対照表をご参照ください。

岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例(案)。

利用料金を定めている条例別表のうち、別表2の公衆浴場料金の欄中、390円を410円に改正するものです。これは、公衆浴場の入浴料金が、統制額として都道府県知事において指定される価格となっており、本年4月に12歳以上の料金改正がなされたことに伴い、入浴料金も同様に改定するものです。

附則としましては、施行日は利用者への周知期間を考慮し、平成21年1月1日とするものです。

なお、健康ふれあいセンターにつきましては、ご存じのとおり、指定管理者制度をとっております。指定管理者は、条例等で定めた料金の範囲内で運営するということになっておりまして、必ずしも条例等で定めた金額でそのまま運営するということにはなりません。ただし、この件につきましては既に指定管理者の方から、もしこの条例が通れば、この施行日以降、料金改定をしたいという申し入れを受けているところであります。

本条例(案)につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

谷本 貢議長 お諮りします。

日程12、議案第71号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」から、日程14、議案第73号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」までの3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程12、議案第71号から、日程14、議案第73号までの3件を一括議題にすることに決定しました。

本3件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程12、議案第71号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、ご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員、野間泰輔氏は、平成20年8月31日をもって委員の辞職申し出がございましたので、同氏の後任に奥野早苗氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。奥野早苗氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

続きまして、日程13、議案第72号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、ご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員、田中繁樹氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。田中繁樹氏の経歴につきましても、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

最後に、日程14、議案第73号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、ご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員、宮川益和氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任に松田正三氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。松田正三氏の経歴につきましても、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

以上、議会の同意をよろしくお願い申し上げる次第でございます。よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本3件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに対しご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、議案第71号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第71号はこれに同意することに決定しました。

これより、議案第72号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第72号はこれに同意することに決定しました。

これより、議案第73号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第73号はこれに同意することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

再開は13時より行います。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 お諮りします。

日程15、「平成19年度成果報告・決算に関する説明」及び日程16、議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程30、議案第88号「平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件」までの16件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程15「平成19年度成果報告・決算に関する説明」及び日程16、議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程30、議案第88号「平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件」までの16議案は、一括議題にすることに決定しました。

これより、平成19年度の成果報告・決算に関する説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程15「平成19年度成果報告・決算に関する説明」を行わせていただきます。そして日程16、議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程30、議案第88号「平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件」につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項及び地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、平成19年度各会計の決算書及び関係資料、並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめご配付させていただいております。これらの資料をもとに、主要施策の成果に関して説明させていただきます。

さて、現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加するものの、公債費が高い水準にあることや社会保障関係経費の自然増等により、平成8年度以降12年連続して、地方交付税の財源不足が生じるという深刻な事態に直面しております。また、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成19年度末においては、地方債残高普通会計ベースでは139兆円となり、これに交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高、並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は199兆円に達する見込みで、その元利償還が財政を圧迫することが強く懸念される状況となっております。

このため、徹底した事務事業の見直しや行財政運営の効率化等を推進して歳出の抑制を図るとともに、経済の活性化を通じた税収の増加に努めることなどにより、財政収支を改善し、財政の

健全化を進めることが急務とされております。

本町の財政におきましては、地域経済はいまだ低迷し、地価においても下げどまりせず下落が続いております。これに加えて、国の三位一体の改革による歳入の減少が危惧されております。

こうした厳しい財政状況のもと、財政再建団体への転落を回避するべく、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化を図るべく、平成18年3月に策定した岬町集中改革プランに基づく健全化推進項目を実施してまいりました。平成19年度の本町の一般会計決算は、引き続き黒字決算となったものの、財政構造の硬直化が一段と進み、財政状況は依然として厳しいものとなっております。

歳入におきましては、三位一体改革により、地方譲与税及び地方特例交付金等が減少し、主要法人の減収及び地価の下落に歯どめがかからない状況の中で、平成19年度から導入した固定資産税の超過課税及び所得税の税源移譲等により、町税は前年度から増収となり、地方交付税も増加したことに加え、大阪府市町村振興補助金や大阪府市町村施設整備資金貸付金及び退職手当債を活用することで、歳入の確保を図りました。

一方、歳出におきましては、集中改革プランの取り組み等により、前年度から職員給の減少が図られたものの、退職手当が増加したこと等により人件費が増加したことに加え、扶助費及び公債費ともに増加したために、義務的経費全体で増加しております。あわせて、普通建設事業は防災啓発公園整備事業や土砂採取跡地整備事業の実施等により、前年度から増加しております。平成19年度は、今後の財政運営に資するために、財政調整基金等への積み立てを実施しましたが、依然、義務的経費を中心に本町の財政を大きく圧迫しており、これまでと同様、非常に厳しい財政運営を求められました。

このような厳しい財政状況の中で、住民の信託にこたえ、第三次総合計画の基本目標である「笑顔あふれる いきいきタウン“みさき”」を目指し、集中改革プランと整合させながら、総合計画に係る実施計画を中心とした施策を推進してまいりました。

それでは、平成19年度に実施いたしました施策の概要について、総合計画の5本の柱に沿って説明を申し上げます。

まず、「自然のもとで、元気に安心してらせるまち」についてであります。

子育て支援につきましては、子育て支援センターでの相談指導や子育てサークル等のサポート、各小学校での放課後児童健全育成事業を継続して実施し、子育て中の親が働ける環境の確保に努めました。

地域福祉施策については、住民の皆さんの参画や協力を得て、地域福祉計画の策定に着手し、

住民、行政、事業者の協働の地域づくりに取り組みました。

障害者施策では、自立支援サービス提供体制の充実を図り、また75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療では、大阪府後期高齢者医療広域連合による業務体制を整えました。

次に、「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」についてであります。

学校教育においては、小学校における英語教育の充実のため、外国人ネイティブスピーカーを配置しました。また、防災機能の充実を図るため、深日小学校体育館の耐震補強工事を実施し、幼児教育の分野では、淡輪幼稚園において3歳児保育を開始しました。また、大阪元気広場推進事業や幼児教育支援センター事業に取り組みました。

次に、「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」についてであります。

海釣り公園整備事業では、公園施設の管理機能と平成20年度開設予定の道の駅における地域住民などの交流機能等をあわせ持つ地域交流センターを整備し、平成19年10月10日に「とっとパーク小島」としてオープンし、岬町の新しい観光スポットとしてにぎわいを見せています。

深日漁港、小島漁港整備事業では、都市住民が漁業に触れ合うことのできる施設の整備を図り、漁業集落の活性化を図ることを目的として、大阪府が事業主体となり、漁港漁場整備長期計画により漁港整備を進めました。また、農業被害対策では、イノシシやアライグマからの農業被害を低減させるため、有害鳥獣対策協議会の協力を得ながら、有害鳥獣対策事業に取り組みました。

次に、「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」についてであります。

環境施設では、大阪府において本町に唯一残っている自然海浜の環境美化のため、自然海浜保全事業を実施いたしました。また、循環型社会の形成に向け、ペットボトルや空き缶、空き瓶などの資源物回収によるごみ収集の充実を図りました。

防災関係では、土砂災害情報システム整備事業を実施いたしました。

5本目の柱である「自然と共生し、便利に暮せるまち」についてであります。

第二阪和国道の延伸につきましては、平成23年3月末の淡輪ランプまでの供用開始に向け、用地買収や工事用道路の整備等、延伸事業が鋭意進められるとともに、新たに淡輪ランプから和歌山市大谷ランプまでが整備区間に指定されております。

また、漁業集落排水整備事業については、公共下水道計画区域外で、下水道施設が未整備な状況であり、生活排水による周辺海域の水質悪化が懸念される小島地区において、地区水産業の活性化及び生活環境の改善を目的に実施するもので、平成19年度は汚水処理場の整備に着手し、管渠埋設工事を行いました。

土砂採取跡地の整備事業につきましては、大阪府からの受託事業として、平成18年度から多

目的公園の整備が進められ、平成19年度は多目的広場や道路などのインフラ整備を行いました。また、安全な都市基盤を目指して、耐震改修促進計画を策定いたしました。

最後に、南大阪湾岸南部流域下水道組合一般会計につきましては、流域下水道の大阪府への一元化による流域下水道組合の解散に伴い、平成20年3月31日をもって打ち切られたものでございます。南大阪湾岸南部水未来センターは、南大阪湾岸南部流域下水道の分流式下水道処理場として、昭和62年2月に都市計画決定され、平成5年7月から、1日当たり1万2,700立方メートルの処理能力を持った第1期施設が稼働し、その後、施設の増設が行われ、平成19年度の処理水量は年間約662万立方メートル、1日当たり1万9,770立方メートルとなっております。この施設の維持管理は、平成4年8月より本町と泉佐野市、泉南市、阪南市の3市1町で組織する南大阪湾岸南部流域下水道組合と行っていましたが、流域下水道の大阪府への一元化に伴い、平成20年4月より大阪府において維持管理が行われているものでございます。

以上、平成19年度における主要施策の概要につきまして、ご説明申し上げましたが、これらの成果につきましては、議員各位並びに住民の皆様の多大なるご支援、ご協力によるものと、深く感謝するものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 それでは、各会計ごとの全般的な決算の概要について、ご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成19年度決算説明資料の1ページをごらんください。まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は65億9,783万8,000円、歳出決算額は65億7,680万9,000円、歳入歳出決算額、差し引き額2,102万9,000円の黒字決算となっております。住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は1,622万円、歳出決算額は1,852万1,000円となっており、歳入歳出決算額差し引き額230万1,000円の歳入不足額につきましては、翌年度繰り入れ、繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は25億6,743万4,000円、歳出決算額は25億6,675万6,000円となっており、歳入歳出決算差し引き額67万8,000円の黒字決算となっております。

老人保健特別会計につきましては、歳入決算額は21億5,328万7,000円、歳出決算

額は、21億9,207万3,000円となっており、歳入歳出決算差し引き額は3,878万6,000円の歳入不足額につきましては、翌年度繰上充用金で補っております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億8,759万円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億2,575万4,000円、歳出決算額は1億2,169万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額405万5,000円は、翌年度へ繰り越しすべき財源となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は15億5,520万4,000円、歳出決算額は15億1,292万1,000円となっており、歳入歳出決算差引額4,228万3,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は1,248万7,000円、歳出決算額は1,082万1,000円となっており、歳入歳出決算差引額166万6,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,188万1,000円、歳出決算額は333万5,000円となっており、歳入歳出決算差引額854万6,000円の黒字決算となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額は5,629万1,000円、歳出決算額は3,770万4,000円となっており、歳入歳出決算差引額1,858万7,000円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は2,094万4,000円となっております。

谷川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は212万8,000円、歳出決算額は46万5,000円となっており、歳入歳出決算差引額166万3,000円の黒字決算となっております。

次に、住宅用地造成事業特別会計につきましては、収益的収入額は1億719万1,000円、収益的支出額は7,257万9,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた3,461万2,000円が当年度純利益となっており、前年度繰越利益剰余金が1,582万6,000円となっておりますので、平成19年度未処分利益剰余金は5,043万8,000円でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は6億992万6,000円、収益的支出額は5

億9,583万3,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた1,409万3,000円が当年度純利益となっており、前年度繰越欠損金が981万8,000円となっておりますので、平成19年度未処分利益剰余金は427万5,000円でございます。また、資本的収入額は1億6,879万、資本的支出額は3億3,164万6,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,285万6,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

次に、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は、地方財政に関する各種統計学、統計等に用いる会計でございます。一般会計に公益事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額やかりかえ債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計の範囲は一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。

平成19年度普通会計の歳入総額は65億1,043万8,000円、歳出総額は64億9,171万円で、実質収支は1,872万8,000円の黒字決算となっております。

歳入の特徴といたしましては、平成19年度から導入した固定資産税の超過課税及び所得税の税源移譲等により、町税が対前年度比3億2,282万5,000円の増収となり、地方交付税におきましても、対前年度比3,990万8,000円増加されたことに加え、勸奨退職者に係る退職手当を退職手当債により財源を確保したため、財政調整基金等の基金の取り崩しを免れたところでございます。

また、歳出につきましては、集中改革プランの取り組み等により、職員給が対前年度比2,486万1,000円減少したものの、退職手当が対前年度比5,859万2,000円増加したことにより、人件費が増加したことに加え、扶助費及び公債費ともに増加したため、義務的経費全体で対前年度比1億3,708万3,000円増加いたしております。

普通建設事業は、防災啓発公園整備モデル事業や、土砂採取跡地整備事業等の実施により、対前年度比1,953万7,000円増加しております。

続きまして、3ページをごらんください。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つでございます経常収支比率につきましては、国の三位一体の改革等により、譲与税、交付金が減少する一方、地方債の元利償還金や特別会計への繰出金の増加によりまして、経常経費充当一般財源が増加したことなどにより、全体で対前年度より1.3ポイント増の98.3%となっており、一段と厳しい財政状況となっております。

公債費負担比率につきましては、対前年度比0.5ポイント増の23.8%、公債費比率は対

前年度比2.3ポイント増の21.0%増、いずれも悪化しており、公債費が本町の財政を大きく圧迫している状況でございます。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成19年度末現在高は、退職手当債などの新規地方債の発行が増加したものの、それを上回る元金の償還を行ったために、対前年度比5億6,087万7,000円減少し、106億6,428万4,000円となっております。また特別会計を加えた平成19年度末現在高は160億249万3,000円となっており、前年度から6億594万1,000円減少いたしております。

続いて、基金につきましては、一般会計所管の平成19年度末現在高は5億2,971万2,000円となっており、前年度より1億5,000円の増加となっております。また、特別会計所管の基金を加えた平成19年度末現在高は、12億6,259万5,000円となっており、前年度より1,828万9,000円増加しております。

最後に、健全化判断比率等の状況ですが、平成19年度につきましては、実質公債費比率、3カ年平均でございますが、17.3%、将来負担比率は223.7%、公営企業ごとに算定する住宅用地造成事業に係る資金不足比率は100%という状況となっております。

このように、普通会計におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字決算となりましたが、これは固定資産税の超過課税や退職手当債の活用によりまして財源を確保した結果でございます。財政構造はなお硬直化が進行し、引き続き財政状況は極めて厳しい状況であることは変わりございません。こうした状況でございますが、今後も自立できる行財政運営を目指しまして、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画に基本目標である「笑顔あふれる いきいきタウン“みさき”」の実現に向けて努めてまいりたいというように考えております。

以上が、平成19年度の各会計の概要でございます。

続きまして、平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算について、ご説明いたします。この決算につきましては、流域下水道の大阪府への一元化による流域下水道組合の解散に伴い、平成20年3月31日をもって打ち切られたもので、地方自治法の規定により、認定をいただくものでございます。

打切決算書の1ページと2ページをごらんください。

歳入決算額は4億5,997万5,786円、歳出決算額は3億8,903万2,935円となっております。歳入歳出決算差引残高は7,094万2,851円につきましては、大阪府へ事務承継したものでございます。

説明は以上でございます。なお、各会計におきましては、各常任委員会で付託の予定と伺って

おります。よろしくご審議の上、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本15議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯議員。

田代 堯議員 今、町長並びに総務部長の方から、平成19年度の決算の成果説明をいただいたわけなんですけれども、18年度の主要成果説明書もここに、手元にあるわけなんですけれども、内容はほとんど変わっていない。というのは、非常に厳しい、黒字だけでも非常に厳しいという文言が出ておるわけなんです、私も国の状況から、現在の各地方自治のあり方について、非常に財政難であるということは認識をいたした中であえて質問をするわけなんですけれども、今回の内容につきますと、厳しい中にも黒字であったという、昨年に引き続き同様な解釈がされておりますけれども、特に歳入において、私、この中で、この決算説明書の資料の中の一般会計の概要というのを見ますと、歳入の部分がどこで、どの部分がふえたのかということを見ますと、先ほどの説明の中で、歳入においては三位一体の改革によって、地方税とかそういったものが減少したけれども、固定資産税の導入、つまり過日の一般質問でも申し上げましたとおり、住民の固定資産税の課税によって、それで辛うじてその歳入の部分がふえた。しかし歳出においては、人件費の増によって、かなりの義務的経費がふえたというふうに私は解釈をするわけなんですけれども、歳入においてはどこがふえたのかなということで、いろいろ私も調べてみますと、実際は全くふえておらない。固定資産税がふえながらも極端にふえてるかなというのはないんですが、ふえておるのはあくまで町債がふえております。

その町債というのは、決算書の中で見ますと、町債の中のせんだって土地造成事業の多奈川西の部分一般会計に繰り入れるための消防債、これが8,900万、さらには退職債が4,500万、これを足しますと、ちょうどその分が今回の歳入プラスになってるのかなという気がするんですが、その辺が私の解釈が間違っておるかどうか、町長の方にちょっとご説明を願いたいんですが、そうすると、結局、不用額が今回2億1,000万円出ておるし、さらに不納欠損がこの決算書でいきますと約1,136万出ておる。そうすると、余計、基金は積み立てたと、今回積み立てたけれども、実際は不用額が2億1,000万も出るということは、例えば工事請負事業で減額があったとか、いろいろもろもろがあって、国の交付金、補助金、そういったものがい

るいろプラスマイナスあって、最終的には2億1,000万円の不用額が出たと。3月末になって、ようやくずっと積み重ねると、基金を積む状況にあったんじゃないかなと、私はこう推察をするわけですが、収入がふえて基金を積んだんじゃなくて、当初の予算の組み方に私は問題があるんじゃないかなと。

前にこれは私、思うんですが、ただやって、事業を実施しないと結果が出てこないというのは、私もよく理解しますから、当然不用額は出てくるだろうと。我々は、当時からよく先輩議員にも言われました。不用額を必ず指摘をせないかんと。余り不用額を出すなというのが基本であったんですが、今の時世になりますと、やはり入札にしても、落札減というのが非常に厳しい中での落札減になって、それだけ予算をしていても予算が余ってきたということがあって、それをもろに出していただいているので、昔みたいに、過去みたいに予算が余ったからそれを使うてまわないかなというような時代じゃないから、何も2億1,000万円に対して不用額が出たからどうのこうのというんじゃないくて、ただそういった当初予算の枠内で組んでたものが、2億1,000万円も不用額が出るような、やっぱりその予算の内容というのは私はいかがかなと、19年度についてはどうだったのかなということがちょっと疑問視するところなんです、というのは、黒字だと言いながらも、実際、今の説明でいくとこの資料によりますと、収支比率の状況でいきますと、平成17年度、18年度、19年度と3年度を見ていくと、どんどん少なからず、平成17年度は96.8、18年度は97、19年度は98.3と、このように経常比率は段々悪化してきてますわね。さらにそこへつけ加えて、公債比率が今も部長の方で説明あったんですが、わずかながらですけれども、平成17年度、18.5に比べたら、19年度は21という数字はかなりのやっぱり財政の硬直化が起きてきているように私は思います。ですから、そういった起債については年々減ってるものの、やはりまだ特別会計でも53億、また普通会計でも100億近い借金があるんだと、トータルで160億あるんだということですが、これは年々計画を立ててやってることですから何ですか。

そこでやはり、問題、私、気になるのは、この1ページの一般会計の決算の状況の中で、町税は確かに上がってるというのは、私は今回、町民に無理をお願いした固定資産税の税額、その増税でなかるうかなというふうに思います。その点はまた後で説明してもらいたいんですが、そしてトータル、平成19年度と18年度を比較しますと、なぜこれだけ事業が減ったのかな、収入が減ったのかなと、歳入がですね、18年度に比べたら減ってるなと思うのは、やはりこれ、借換債を11億ほどやってるということになると、一体、どこで歳入に合った歳出をやるというのが町長の基本ですわね。合った運営をやっていくというのが基本ですけれども、じゃあ歳入が

そういった町債で、歳入がどうにか辛うじて黒字になったとするなら、歳出の削減はどのような改革をやられたのかというのが、もう一つ、この今の説明の中では見えてこないんですよ。

先ほど、部長の方からいろいろずっと説明あったんですけども、私は先ほど申したその町債の借り入れがなかった場合、例えば多奈川西の事業をやらなかった場合、町債なかった場合は全く単年度赤字になるのと違うかなと、そうでなかったのと違うかなという気がしますので、その辺の説明をちょっと町長の方で、私の勘違いやったら訂正していただきたいと、このように思うんですが。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 田代議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、最終的に黒字の部分に2,000万少しでございますから、その8,000万がなければ、簡単に言えば6,000万の赤字ということでございますし、その歳入につきまして、一番大きな町税が3億2,000少しふえてる中で、固定資産の超過課税、この部分で約2億4,000万だと思っておりますけれども、ふやさせていただいていると、これがあってやっと歳入に見合う歳出という形になってるんですけれども、ただ経常収支に関しましては、この公債費の部分が非常に大きくなっている、これは過去からの町債の発行がどんどん大きく、まだまだ償還の部分がもう少し一番ピークを迎えるまで達してくると、これについてはもういたし方ないということで、当時、なぜこういった起債をまたやってきたのかというところに、今現在の担当してる私からすると思っておりますけれども、ただこれは言っても仕方がない、議会の皆さんもご認定いただいた上で起債を発行して、当時からするとまだまだ返していけるという形の中でのこの起債をしていったわけですから、ただこの分に関しましては、住民の皆さんにはそれだけの起債を発行し、いろいろ設備をさせていただいた中で、住民の皆さんにはそれなりのサービスを提供できてきたと思いますので、これについてはもうあと、現在預かっている私からすれば、粛々と償還をしていくという形になるうかと思っております。

あと、大きな人件費の部分、これも確かに大変の中で職員数も減らし、やってきておるんですけれども、ただ悲しいかな、単年度からすれば退職金の支払いという部分がきますので、幾ら職員数を減らしていても、そのときの退職金を支払う段になれば、人件費のプラスという部分は出てきてしまう。これにつきましては、職員の年齢構成ですね、これが採用計画、こういった形でしてきたのかというのもあるんですけれども、非常にその年度にすれば、大きな人数がある年度がぽつぽつとあると、ここをクリアしない限り、その年の人件費というのはまたどんとふえていく。この分に関しましては、やはり退職債を発行させていただいて、歳入を確保するという

のも一つの手法ではないかなと思っております。

それとあと、不用額を2億少し出す部分で、予算編成どうかなという部分、確かに我々、予算、昨日の答弁でもさせていただいたんですけども、本当に1,000円単位の積み上げでつくってきた予算でございます。それがなぜこんなに大きく余るのかという部分については、疑念の念もあるかもしれませんが、ただこれにつきましては、まず大きく考えまして、府貸の部分とか振興補助金の部分、この分につきましては、予算当初につきましては、入るという想定のもとで予算組みはいたしておりませんので、この部分が最終的に年度末になって、府貸の部分がどれだけいける、あるいは振興補助金がどれだけ入ってくるという部分の調整、その部分からいろいろ不用額の部分も計算的には、最終的には2億も出てしまうということになるかと思うんですけども、ただこれも、予算どおり執行しなくちゃいけないという形で、むだなということはないんですけど、最初、予算組んでるわけですから。ただ、どうしても我々が努力して減らした部分、これについては無理に年度内に使い切るということはないように、できるだけ不用を残すようにという形で、この金額が出てきてるということでございます。

ただ、徐々に徐々に硬直化してきているというのはこれ、事実でございます、これにつきましては、過去からのいろんなたまった、たまったものをこの3年間で、徐々にでも私は改善できてくるのかなという気もいたしております。ただあと、公債費の償還の部分がもう少し多い時期がある、そして職員の退職がこの数年でかなり大きな山が二つ、三つあるところを、どうクリアしていくかというところが、まず大きな問題でございます。

ただ、この中には非常に期待する部分というのがまず入っておりませんので、その期待する部分は何かと言いますと、これは土採り跡地での企業誘致等々でございます。この部分については、期待値としてどれだけのものが歳入に見込まれるか、そしてまた先日、田代議員の方からご質問ありました町有地の有効活用という部分、これにつきましても最大限これからも努力させていただいて、歳入の部分を自主財源としてどれだけふやせられるかという部分については、鋭意努力していきたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯議員。

田代 堯議員 岬町政を担っていく上で大変だということは、よく私も理解はできます。しかし、町長、退職債、さらには消防債が今回なかった場合、できなかった場合については、歳入の面では大きく変わってきてるんやと、それは町長もそのようにご答弁いただいたんですが、そこで人件費がかなり問題になってきておると思うんですけども、私が手元に持ってるデータは、平成

13年度、202人から、平成19年度、183人、これはかなり職員さんが、定数の削減に努力なされた、またそのやめられた方もいろんな形でご協力を願ったということはよくわかるわけですけれども、ただ、いわば表に出ない人件費ですね。表に出ない。つまり賃金とかですね、嘱託、そういったものが表に出てこない、物件費で出てくるというのが、これがあえて表へ出ないから、人件費はそんなもんかなというふうに思いますけれども、この隠れている部分と言うたら失礼な言い方になるんですが、この物件費の、賃金でいきますと一般会計で1億7,800万あるわけですね。普通の職員さんの賃金を見ますと、1億900万、これ退職手当を抜いてるわけですけれども、その中で、アルバイトの今使っている方というのは、19年度で大体嘱託19人、これは必要であろうということで19人あると思いますけれども、その中で臨時職員147名ですか、この岬町で働いていただいているわけなんですよ。そうすると、私は余り人件費、定数は減ってるものの、人件費はそう削減されてないんじゃないかなという気がいたします。

というのは、私は何も職員をカットせえというのは、私はむしろ違う考え方を持っておるわけですけれども、やはり退職があって人件費が、そのときには退職債がいて、かなり大きな支出があったとしても、必ず後にはずっと、少なくなることによって、今度は人件費が少なくなってくることはこれ事実ですから、それは今、単年度で判断するわけにはいかない、私はこう思います。

ただここで、じゃあ足りない、恐らくこれ今見たら、2億ほど金が足らんわけですよ。毎年2億ほど足りない。足りないものをどうするかというのは、過日の一般質問で私がした土地利用をどうやってうまくして企業誘致をどうやって図って、いわば自主財源の確保をするかということが一番大事で。もちろんこれは歳入の面で。歳出面において、いろいろ事業をこうもやっただと、ああもやっただと言われてはいますけれども、実際、いろんな面での改革が、私は先ほどのでは見えてこない。じゃあ、町長の方から、いや実はこれをもう私はこの19年度はやったんだというのがあれば、ちょっとお示ししていただけたらありがたいなというふうに思います。

何しろ厳しい条件の中で、決算が黒字で打てたということは私はありがたい、このように思っておりますけれども、あと2年先、3年先を考えますと、果たしてこの今回の19年度の成果説明にあるような状況で、これからの財政運営をやっていくとしたら、私は大変な状況が来るんじゃないかなということが想定されます。

ですからその点、町長が今後、ことしの町長は20年度の運営方針の中で、もうはっきり明言されているのは、やはり自主財源の確保ということを強く主張されておりますので、その辺も含めて、この20年度以降、どのように今後この19年度決算を受けて、どのような今後の考え方

あるのか、それをちょっとお示し願えたらありがたいというふうに思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えさせていただきます。

まず19年度、一番大きなと言いますか、シンボリックな部分では、その町道の西畑線のところでございますよね。せっかく今までずっとやってきまして、あともう少しというところであれば、皆さんが望んでいた、西畑地区の皆さんが望んでいたものが完成するというところの部分、非常に一番危険なカーブだけを直させていただくという形で終了させていただけたというところでは、大きな、要は事業の縮小の部分で、効果を出させていただいたというところがあるかと思えます。

それから、職員の全体のことにつきましては、確かに我々、これだけの事務をやっていくにつきましては、職員というのは絶対数、どうしても要ります。その中で、正職が足りない部分、臨時職員の皆さんで賄っていくという部分はやむを得ないところだと思うんですけども、そしてまた我々が、正規雇用と非正規雇用の割合をどう考えていくかという部分、余り正規雇用を少なくして、非正規雇用だけでという部分が、行政がどこまで推進するのかという部分も懸念するところは正直ございますけれども、ただ現実問題としましては、人件費の抑制という部分では、正規雇用が減る分だけ、非正規雇用の方方で補っていくという姿勢は、これはやっていかねばならないと思っております。

21年度につきましては、これはもっと厳しく、事務事業を評価していった、これはその事業を打ち切ってしまう部分、これをどういった部分で住民の皆さんのサービスをここまでなら辛抱いただけるかというところで、事務事業評価をきっちりさせていただいて、すっぱり切るものは切る、残すものは残す、あるいは充実せねばならないものは、さらに充実すると、そのメリハリはもう一段きっちりつけていく、これがこの21年度に向けて、19年度決算を踏まえた中でやっていかねばならないところだと思っております。

したがって、これから21年度の予算編成にもかかっていくんですけども、一段と厳しい中で、本当に住民の皆さんのサービスがここまで何とか住民の皆さんにご理解いただけるというところまで、まずは事業の精査という部分をやっていく必要、その覚悟で臨まなければならないという気持ちでおります。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯議員。

田代 堯議員 よくわかりました。町長にお願いをしときます。非常に厳しい中でありますけれ

ども、そのしわ寄せを絶対、住民に持っていかないように、やはり行財政改革、増税なき行財政改革を徹底して進めていただきたいと、このことを申し上げて、もう1点、申しわけないんですが、これはもう過日、ちょっと私の方へ連絡があったんですが、有害鳥獣の対策について、先ほど説明があったんですけども、これは委員会等での問題がありますので、余り深くは入りませんが、毎朝4時ごろに、西畑に新聞を配ってますとイノシシが出てきて、それとたまたまたぶつかって大けがをされたというニュースが私の方へ飛び込んできたんですが、その方から直接聞いております。それについて、どのようなイノシシ対策をやってくれてるのかということの問い合わせがあったんで、このことについて、現状でそういう被害がどのくらい出ているのか、参考のため、委員会等でも結構ですけども、ここでもしわかっていたら、それをお聞かせ願いたいのと、現在までのそういった対策はどのようにやってこられたのか、その点をちょっとお聞きしたいと、このように思います。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 有害鳥獣の対策につきましては、先ほど町長がご説明申し上げましたように、有害鳥獣対策協議会と連携いたしまして、やっております、地区には地区の代表が、今、西畑地区では区長さんの方が今やっただいていましてですけども、特に深日の国道から大阪側はかなりの頭数が、減少しまして、かなり出てくるのが少なくなっているということでございますが、多奈川の方につきましては、逆にふえておまして、地区地区において、おりを設置して、出てくるとこ、出てくるとこで捕獲はしておるんですが、たまたま出てきてぶつかったというようなお話でございますが、そういうことも朝に、夜行性でございますので、なかなか夜出てくるのは普通なんです、朝出てくるというのは珍しいんですけども。巣へ帰る途中かもしれませんが、西畑地区、多奈川地区においてはかなりの頭数があるという。ただ、捕獲頭数も結構とれておりますので、かなり頑張っただいていましてはいただいております。これ以上の捕獲のおりを設置すると、管理もなかなか難しいものですから、今、手いっぱいという状況で頑張っただいていましてという状況でございますので、今後とも有害鳥獣対策協議会の方々と協力しながら、捕獲に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程30、議案第88号「平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件」までの15件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本15件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

谷本 貢議長 お諮りします。

日程31、報告第2号「平成19年度岬町健全化判断比率報告の件」から、日程35、報告第6号「平成19年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの5件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、日程31、報告第2号から日程35、報告第6号までの5件を一括議題にすることに決定しました。

本5件について、報告を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程31、報告第2号「平成19年度岬町健全化判断比率報告の件」につきまして、ご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものでございます。

この法律の特徴といたしましては、4点ございまして、まず1点目、普通会計だけでなく、公営企業や公社、第三セクターまで対象とすること。2点目、単年度フローだけでなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること。3点目、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させること。4点目、公営企業についても、財政の早期健全化再

生の仕組みとは別に、企業ごとに財政指標の公表と経営健全化のための制度が設けられていることとでございます。

公表される財政の健全性の指標といたしましては、地方公共団体全体に関する比率が四つございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、公営企業に関するものが一つ、資金不足比率の5点となっております。

なお、法律では比率の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成20年度決算からの適用ということになっております。

それでは、地方公共団体全体に関する指標である四つの指標について、報告をさせていただきます。

実質赤字比率は、一般会計等を対象といたしました実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。平成19年度におきましては、実質赤字比率は生じておりません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は15%となっております。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。平成19年度におきましては、連結実質赤字比率は生じておりません。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、ちなみに20%となっております。

続きまして、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を言うものでございます。平成19年度におきましては、実質公債費比率は17.3%となっております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

最後に、将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言います。前の三つの指標は、ある一定の期間で把握するフロー指標であるのに対しまして、この将来負担比率は、ある地点で把握するストック指標となっております。平成19年度におきましては、将来負担は223.7%となっております。なお、将来負担比率の早期健全化基準は、350%となっております。

監査委員から付された監査意見書におきましては、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいというように意見されております。

なお、各比率の積算となる基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などをもとにしておりまして、地方財政状況調査につきましては、大阪府を通じて総務省へ提出され、現在、国の方で検収を受けているところでございます。したがって、国などの修正等の指示に従い、今回報告させていただいた各比率に一部変更が生じる場合がありますら、改めて報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程32、報告第3号「平成19年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件」について、ご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものです。下水道事業特別会計におきましては、平成19年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は、事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

以上でございます。

それでは続きまして、日程33、報告第4号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件」について、ご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものです。

漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成19年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足の額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

以上でございます。

谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程34、報告第5号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計資金不足比率報告の件」につきまして、ご説明いたします。

本件につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する割合を言いまして、公営企業ごとに算定を行うものとなっております。平成19年度の住宅用地造成事業特別会計におきましては、資金不足比率は100%となっております。なお、資金不足比率の経営健全化基準は、ちなみに20%でございます。

監査委員から付された監査意見書におきましては、本会計で保有する未売却地のうちに、隣接地との境界未確定部分が土地の売却を困難にしていることから、早急に売却できるよう、必要な措置を講じることで、本会計の資金不足を解消するよう努めることということに意見が付されております。なお、各比率の積算となる基礎数値は、決算書及び地方公営企業決算状況調査などをもとにしておりまして、先ほども申しましたように、地方公営企業決算状況調査につきましては、

大阪府を通じて総務省へ提出され、今後国の検収を受けて、改めて比率に変更が生じた場合は、改めて報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程35、報告第6号「平成19年度岬町水道事業会計資金不足比率の報告の件」について、ご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により広告を行うものです。水道会計におきましては、平成19年度での資金不足は生じておりません。直、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

以上でございます。

谷本 貢議長 これより、本5件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、平成19年度岬町健全化判断比率報告の件から、平成19年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの5件の報告を終わります。

谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願い致します。

なお、次の会議は9月25日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会、午前10時から開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時05分 散会)

以上の記録が本町議会平成20年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年9月5日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 鍛 治 末 雄

議 員 中 原 晶